平成２３年（フ）第１７５号
長崎県長崎市戸町４丁目22番７号
債務者　金子眞由美
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
福岡市中央区小笹１丁目17番１号、申立時の住所大分市新春日町１丁目４番３号　県職員住宅106
債務者　徳安　達郎
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８７号
福岡市中央区小笹１丁目17番１号、申立時の住所大分市新春日町１丁目４番３号　県職員住宅106
債務者　徳安　里奈
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２７号
福岡県京都郡みやこ町呰見1689―５、住民票上の住所福岡県行橋市東泉５丁目４番11号アンジュ・フォンティーヌ101号
債務者　武道　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第９８６号
熊本市健軍４丁目８番91号
債務者　落　　和幸
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８７号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目16番16号
債務者　江藤　文則
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５号
岩手県釜石市片岸町第２地割13番地30、旧住所岩手県釜石市只越町２丁目４番16号
債務者　遊佐　俊一
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９号
岐阜県可児市下恵土3368番地
債務者　吉田　英子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２０号
岐阜県美濃加茂市深田町２丁目６番31号
債務者　吉田　米子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２１号
岐阜県可児市下恵土2966　スプリーム渡辺203、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市深田町２丁目６番31号
債務者　吉田進一郎
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４３３号
名古屋市中村区下中村町４丁目78番地　親和荘１号
債務者　小二又信明
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４９号
神戸市兵庫区福原町25番９号
債務者　友宗　富雄
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５７号
兵庫県宝塚市安倉南１丁目６番20号　ファミールハイツ102
債務者　徳盛美由紀
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５８号
鳥取県鳥取市湖山町北５丁目206番地　雇用促進住宅２―104号、旧住所高知県高知市神田1151番地１　サーパス神田公園1006
債務者　長野　俊介
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
愛媛県今治市拝志２番28号　オチハイツ６号
債務者　梶田　勘二
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１４号
愛媛県今治市菊間町浜1366番地１　菊間太宮団地Ａ―２号
債務者　井関　　猛
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
松山地方裁判所今治支部